

「スタートアップ育成分科会の開催について」等の廃止について

〔 令和 7 年 10 月 31 日
新しい資本主義実現会議議長決定 〕

スタートアップ育成分科会の開催について（令和 4 年 10 月 14 日新しい資本主義実現会議議長決定）、新たな事業再構築のための私的整理法制検討分科会の開催について（令和 4 年 10 月 27 日新しい資本主義実現会議議長決定）及び三位一体労働市場改革分科会の開催について（令和 5 年 4 月 26 日新しい資本主義実現会議議長決定）は、廃止する。

附 則

この規程は、決裁の日から施行する。